

(様式第11)

令和6年10月2日

(宛先)

埼玉県知事

住所 埼玉県熊谷市板井1696  
申請者  
氏名 地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
埼玉県立循環器・呼吸器病センター  
病院長 池谷 朋彦

埼玉県立循環器・呼吸器病センターの地域医療支援病院の業務報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき令和5年度の業務に関して報告します。

記

1 開設者の住所及び氏名

住所	〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818
氏名	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 理事長 岩中 督

(注) 開設者が法人である場合は、「住所」欄には法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人の名称を記入すること。

2 名称

地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
-----------------------------------

3 所在の場所

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696	電話 (048) 536-9900
---------------------------	-------------------

4 病床数

精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	合計
床	21床	30床	床	292床	343床

## 5 施設の構造設備

施設名	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
集中治療室	セントラルモニタリングシステム、高機能ICUベッド、心電図モニター 病床数31床（ICU12床、CCU11床、RCU8床）
化学検査室	超低温槽、分光光度計、生化学分析装置、自動血球分析装置
細菌検査室	全自動細菌検査装置、蛍光顕微鏡、生物顕微鏡、超低温槽、安全キャビネット
病理検査室	病理診断支援システム、クリオスタット、自動染色装置、自動染色封入装置
病理解剖室	死体保存冷蔵庫、解剖台、剖検用デセクションランプ
研究室	超遠心機、小動物用X線装置、動物用実験管理ゲージ、実体顕微鏡、血流計
講義室	室数 1室 収容定員 200人 机、椅子、スクリーン、プロジェクター
図書室	室数 1室 蔵書数 10,134冊程度
救急用又は患者 搬送用自動車	（主な設備）患者搬送用自動車 保有台数 1台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 13.6㎡

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

(様式第12) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備されていることを証する書類

1 地域医療支援病院紹介率及び地域医療支援病院逆紹介率

地域医療支援病院 紹介率	96.2%	算定 期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
地域医療支援病院 逆紹介率	134.3%		
算出 根拠	A：紹介患者の数	4,936人	
	B：初診患者の数	5,131人	
	C：逆紹介患者の数	6,892人	

(注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。

(注) 3 それぞれの患者数については、前年度の延数を記入すること。

(様式第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	
			常勤 非常勤	専従 非専従	

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	4床
専用病床	0床

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

### 3 重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
救急処置室	51.4㎡	搬送用心電図モニター、	可
手術室	440.6㎡	人工心肺装置、セントラルモニタリングシステム、超音波画像診断装置	可
集中治療室	2371.7㎡	ICU12床、CCU11床、RCU8床	可
MRI室 CT室	151.2㎡	高速X線CT装置、3TMRI装置、1.5TMRI装置	可
血管造影室	150.4㎡	汎用血管撮影装置、血管撮影装置（心臓・頭部）	可

### 4 備考

呼吸器内科、呼吸器外科、循環器内科、心臓外科、血管外科、脳神経外科、消化器外科、腎臓内科
--

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき都道府県知事の救急病院の認定を受けている病院、救急医療対策の設備事業について（昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知）に基づき救急医療を実施している病院にあっては、その旨を記載すること。

### 5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	2,014人 (1,560人)
上記以外の救急患者の数	2,150人 (1,207人)
合計	4,164人 (2,767人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

### 6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	1台
---------------	----

(様式第14) 地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）のための体制が整備されていることを証する書類

1 共同利用の実績

共同利用医療機関延べ数	42件
開設者と関係のない医療機関数	42件
共同利用に係る病床利用率	0%

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数、共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

建物：病棟部分、図書室、講堂 設備：入院用ベッド、インターネット接続可能パソコン、コピー機、医学蔵書等 機器：MRI、CT、超音波診断装置、スクリーン、プロジェクター、音響装置
--

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- ア 共同利用に関する規定の有無  有 ・ 無
- イ 利用医師等登録制度の担当者 氏名：XXXXXXXXXX  
職 種：主任

(注) 共同利用に関する規定が有る場合には、当該規定の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙のとおり				

(注) 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	6床
--------------	----

(様式第15) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することの証明

1 研修の内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実践に活かせる心電図看護を学ぼう 3回コース</li> <li>・ スキンケア～基礎編から応用編まで～ 3回コース</li> <li>・ 実践に活かせる呼吸器看護を学ぼう 4回コース</li> <li>・ 実践に活かせる循環器看護を学ぼう 4回コース</li> <li>・ 実践に活かせる脳卒中看護を学ぼう 4回コース</li> </ul>
---

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	18 回
(2) (1) の合計研修者数	513 人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。

(注) 2 (2) には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

ア 研修プログラムの有無 有・無

イ 研修委員会設置の有無 有・無

ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役 職 等	臨床経験数	特 記 事 項
別紙のとおり				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

#### 4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
講堂	261.8m <sup>2</sup>	机、椅子、スクリーン、プロジェクター
	m <sup>2</sup>	(主な設備)

(様式第16) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法

管理責任者氏名	病院長 ■■■■■
管理担当者氏名	医事部長 ■■■■■

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約		新病歴庫 (サーバー)	電子カルテに保存
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	患者サポートセンター	電子データにより月別、年度別に分類保管
	救急医療の提供の実績	患者サポートセンター	同上
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	患者サポートセンター	同上
	閲覧実績	診療情報管理室	同上
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	患者サポートセンター	同上

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(様式第17) 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類

閲覧責任者氏名	病院長 ■■■■■
閲覧担当者氏名	医事部長 ■■■■■
閲覧の求めに応じる場所	事務局 医事課
閲覧の手続の概要 ・ 所定の様式により、閲覧責任者に申し出る。 ・ 閲覧は診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の画面そのものを見せる。 ・ 診療に関する記録の閲覧は、原則として主治医立ち会いのもので行う。	

前年度の総閲覧件数		0件
閲覧者別	医師	0件
	歯科医師	0件
	地方公共団体	0件
	その他	0件

(様式第18) 委員会の開催の実績

委員会の開催回数	1回	
委員会における議論の概要		
埼玉県立循環器・呼吸器病センター地域医療連携推進事業検討委員会		
1 日 時 令和5年3月8日(金) 13:30~14:30		
2 場 所 埼玉県立循環器・呼吸器病センター本館5階 講堂		
3 議題		
(1) 地域医療連携推進事業実績報告について		
(2) 循環器・呼吸器病センターの運営状況について		
(3) その他		

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

(様式例第19) 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・ <u>相談室</u> ・ <u>その他（病棟面談室）</u>
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	社会福祉士、看護師
患者相談件数	11,356件
患者相談の概要	
<p>地域医療連携・入退院支援センターを患者相談窓口とし、つぎの相談に対応した。</p> <p>○医療福祉相談 患者・家族の抱える社会的問題の相談に対応した。社会的相談、経済的相談、心理的相談、在宅療養相談など、相談内容は多岐にわたった。必要に応じ、院内外の関係各所と協働し、患者・家族の課題解決に取り組んだ。</p> <p>○医療安全相談 医療安全に係わる相談窓口として、相談者と医療者の対話を促し互いの理解を深める対話推進者として介入した。虐待や暴力事案については、医療安全管理室と連携し組織的に対応した。</p> <p>○脳卒中相談 脳卒中コア施設として相談窓口を設置した。脳卒中により長期に及ぶ治療やリハビリテーション、今後の生活の再構築、経済面の不安、再発予防など先を見据えた相談に対応した。院内各部署に配置されている脳卒中相談士と連携し、患者・家族の多様かつ個別の相談に多職種チームで対応した。</p> <p>○看護相談 院内外からの受診相談や転院相談、セカンドオピニオン、在宅療養環境の整備などに係わる相談に対応した。</p> <p>○がん相談 がん患者とその家族の治療と療養に係わる相談に対応した。</p> <p>○両立支援 治療と仕事を両立し続けていけるよう、患者、事業場（勤務先）、主治医と連携を取り支援をした。事業場を訪問し、人事労務担当者や産業保健スタッフと面会し情報共有を行い、患者の就労継続に向けての配慮・措置ができるよう取り組んだ。</p>	

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。また、個人が同定されないよう配慮すること。

(様式第 20) その他の地域医療支援病院に求められる取組みに関する書類 (任意)

### 1 病院の機能に関する第三者による評価

① 病院の機能に関する第三者による評価の有無	有・無
・評価機関名：(公財) 日本医療機能評価機構 ・認定有効期間：令和 3 年 5 月 2 9 日～令和 8 年 5 月 2 8 日 (新型コロナウイルス流行のため、令和 4 年 9 月 1 5 日・1 6 日受審)	

(注) 医療機能に関する第三者による評価については、日本医療機能評価機構等による評価があること。

### 2 果たしている役割に関する情報発信

① 果たしている役割に関する情報発信の有無	有・無
・当センターの「ホームページ」を通じて、当センターの診療内容や受診方法などを情報発信している。 ・医療機関に対してはセンターの機関誌「循呼NEWS」にて情報発信している。	

### 3 退院調整部門

① 退院調整部門の有無	有・無
・退院調整部門の概要 ・入退院支援センターにおいて、専従・専任の退院支援看護師及び社会福祉士が退院支援を行っている。	

### 4 地域連携を促進するための取組み

① 地域連携クリティカルパスの策定	有・無
・「脳卒中地域連携クリティカルパス」を運用している。 ・当センターは計画管理病院としての機能を有している。 (地域連携クリティカルパスを普及させるための取組み) ・近隣医療機関と定期的に「脳卒中地域連携診療計画」に係る情報交換会を実施している。	

(様式例第13) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
1	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
2	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
3	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
4	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
5	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
6	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
7	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
8	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
9	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
10	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
11	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
12	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
13	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
14	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
15	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
16	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
17	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
18	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
19	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
20	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
21	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
22	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
23	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
24	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
25	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
26	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
27	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
28	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
29	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
30	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
31	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
32	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
33	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
34	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
35	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
36	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
37	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
38	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
39	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
40	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
41	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
42	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
43	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
44	医師		非常勤	8時30分～16時45分	宿日直有り
45	医師		非常勤	8時30分～16時45分	宿日直有り
46	医師		非常勤	8時30分～16時45分	宿日直有り
47	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
48	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
49	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
50	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
51	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
52	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
53	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
54	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
55	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
56	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
57	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
58	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
59	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
60	医師		常勤	8時30分～17時15分	出産休暇
61	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
62	医師		非常勤	8時30分～16時45分	
63	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
64	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
65	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
66	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
67	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り
68	医師		常勤	8時30分～17時15分	宿日直有り

### 3 研修の体制

#### ウ 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
	医師	呼吸器内科	病院長	39	教育責任者
	医師	呼吸器外科	副病院長	37	
	医師	循環器内科	副病院長	36	
	医師	心臓外科	副病院長	31	
	医師	循環器内科	科長兼診療部長	26	
	医師	腎臓内科	科長兼診療部長	15	
	医師	心臓外科	科長兼診療部長	23	
	医師	血管外科	科長兼診療部長	21	
	医師	放射線診断科	科長兼診療部長	35	
	医師	放射線治療科	科長兼診療部長	32	
	医師	呼吸器内科	科長兼診療部長	26	
	医師	呼吸器外科	科長兼診療部長	25	
	医師	消化器外科	科長兼診療部長	25	
	医師	脳神経外科	科長兼診療部長	20	
	医師	脳血管内治療科	科長兼診療部長	18	
	医師	リハビリテーション科	科長兼診療部長	37	
	医師	麻酔科	科長兼診療部長	30	
	医師	病理診断科	科長兼診療部長	39	
	看護師		副病院長兼看護部長	38	
	看護師		副部長	38	
	放射線技師		部長	37	
	臨床検査技師		部長	35	
	薬剤師		部長	33	
	管理栄養士		部長	35	
	生物化学工学士		主任専門員	28	
	理学療法士		副部長	33	
	臨床工学士		部長	29	
	看護師		主幹	29	医療安全
	看護師		主査	19	感染管理

## 4 登録医療機関の名簿

登録医療機関名	開設者名	住所	主な診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
あいざわクリニック		熊谷市桜木町1-195	内科	なし
秋浜医院		熊谷市別府3-170	小児科	なし
あけとクリニック		熊谷市川原明戸569	内科	なし
あさひクリニック		熊谷市今井1266-1	内科	なし
あべ泌尿器科		熊谷市太井1641	泌尿器科	なし
五十嵐医院		熊谷市上之520-1	泌尿器科	なし
池田内科眼科クリニック		熊谷市原島935-1	内科	なし
石川医院		熊谷市弥生1-50	内科	なし
石川クリニック		熊谷市肥塚1154-3	内科	なし
石丸安世記念 熊谷ディアベテスクリニック		熊谷市玉井南1-1	糖尿病内科	なし
いのクリニック		熊谷市箱田1-12-24	内科	なし
今井医院		熊谷市中央1-2	内科	なし
内田クリニック		熊谷市妻沼1234	内科	なし
梅澤診療所		熊谷市佐谷田3593-1	内科	なし
えのもとクリニック		熊谷市中央3-186	小児科	なし
大塚医院ファミリークリニック		熊谷市大麻生1396	内科	なし
岡田医院		熊谷市拾六間273	外科	なし
荻野耳鼻咽喉科医院		熊谷市本町2-137	耳鼻咽喉科	なし
奥野皮膚科		熊谷市箱田1-4-20	皮膚科	なし
小澤整形外科医院		熊谷市上之3499	整形外科	なし
かくたクリニック		熊谷市佐谷田山神1542-1	内科	なし
掛川医院		熊谷市西野11	内科	なし
籠原病院		熊谷市美土里町3-136	内科	なし
かみのクリニック		熊谷市上之3876-1	内科	なし
河田医院		熊谷市新堀新田503-1	内科	なし
関東脳神経外科病院		熊谷市代1120	脳神経外科	なし
北野医院		熊谷市美土里町2-74	内科	なし
木原医院		熊谷市肥塚1-1-12	内科	なし
木村整形外科		熊谷市原島689-4	整形外科	なし
木元整形脳神経外科医院		熊谷市上川上491-1	整形外科	なし
くぼじまクリニック		熊谷市久保島1785-2	内科	なし
くまがやクリニック		熊谷市大原3-6-3	内科	なし
熊谷外科病院		熊谷市佐谷田3811-1	外科	なし
熊谷神経クリニック		熊谷市万平町1-13	精神科	なし
熊谷生協病院		熊谷市上之3854	内科	なし
熊谷総合病院		熊谷市中西4-5-1	内科	なし
熊谷内科小児科たかしの森クリニック		熊谷市上奈良1296	内科	なし
熊谷福島病院		熊谷市宮前町1-135-2	内科	なし
熊谷ペインクリニック		熊谷市太井1640-1	麻酔科	なし
くまがやレディースクリニック		熊谷市箱田6-4-4	産婦人科	なし
県西在宅クリニック熊谷		熊谷市村岡307-1	内科	なし
こいづかクリニック		熊谷市肥塚4-65	内科	なし

## 4 登録医療機関の名簿

登録医療機関名	開設者名	住所	主な診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
こせがわ内科クリニック		熊谷市広瀬226-6	内科	なし
小林医院		熊谷市村岡535-1	内科	なし
小林医院		熊谷市小江川1963	内科	なし
小林クリニック		熊谷市河原町2-5	内科	なし
こばやし小児科		熊谷市妻沼中央15-1	小児科	なし
小林整形外科		熊谷市玉井南1-49-2	整形外科	なし
埼玉江南病院		熊谷市江南中央2-7-2	精神科	なし
埼玉慈恵病院		熊谷市石原3-208	内科	なし
さいとう小児科医院		熊谷市拾六間788-34	小児科	なし
酒巻クリニック		熊谷市原島555	整形外科	なし
坂本内科医院		熊谷市新堀新田518-5	内科	なし
佐川医院		熊谷市小曾根745-2	内科	なし
さめじまボンディングクリニック		熊谷市太井1681	産婦人科	なし
三愛熊谷医院		熊谷市筑波3-202	内科	なし
柴崎外科循環器科医院		熊谷市新堀新田527-7	内科	なし
耳鼻咽喉科中島医院		熊谷市玉井1-79	耳鼻咽喉科	なし
しぶや医院		熊谷市大原2-7-10	小児科	なし
清水内科		熊谷市上之1562-1	内科	なし
正田眼科クリニック		熊谷市桜木町1-71	眼科	なし
正田整形外科クリニック		熊谷市桜木町1-71	整形外科	なし
鈴木医院		熊谷市葛和田1117-1	内科	なし
すみや医院		熊谷市西別府1855-5	泌尿器科	なし
せき内科医院		熊谷市宮前町2-133-1	内科	なし
関根医院		熊谷市本町2-43	小児科	なし
高沢内科クリニック		熊谷市石原2-170	内科	なし
高津江南クリニック		熊谷市樋春1974-5	内科	なし
たかの眼科		熊谷市宮町2-1	眼科	なし
たがやクリニック		熊谷市銀座1-110	内科	なし
千島内科クリニック		熊谷市玉井314-3	内科	なし
中央脳神経外科		熊谷市中央1-142	脳神経外科	なし
ティアラ21女性クリニック		熊谷市筑波3-202	婦人科内科	なし
ティーエムクリニック		熊谷市三ヶ尻48	内科	なし
藤間病院		熊谷市末広2-137	内科	なし
徳岡整形外科内科		熊谷市戸出1041	整形外科	なし
中島クリニック		熊谷市妻沼東5-50	内科	なし
長又医院		熊谷市本石2-240	内科	なし
新島整形外科		熊谷市原島1-1	整形外科	なし
西熊谷病院		熊谷市石原572	精神科	なし
西田医院		熊谷市小曾根111-1	内科	なし
西田クリニック		熊谷市末広2-21	脳神経外科	なし
ねごろクリニック		熊谷市銀座5-6-13	内科	なし
野口医院		熊谷市鎌倉町3	内科	なし

## 4 登録医療機関の名簿

登録医療機関名	開設者名	住所	主な診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
野口皮膚科診療所		熊谷市筑波 2-48-1	皮膚科	なし
はぎわら眼科		熊谷市玉井 1744-1	眼科	なし
林眼科		熊谷市三ヶ尻 335	眼科	なし
原口外科医院		熊谷市飯塚 389	内科	なし
平田クリニック		熊谷市肥塚 4-205	内科	なし
吹田脳外科医院		熊谷市佐谷田不動堂 743	脳神経外科	なし
ベルこどもクリニック		熊谷市拾六間 755-31	小児科	なし
松井医院		熊谷市宮町 2-60	内科	なし
松崎整形外科		熊谷市上之 3137-5	整形外科	なし
まつだ整形外科クリニック		熊谷市弥藤吾 180-1	整形外科	なし
松本医院		熊谷市妻沼 1501	内科	なし
松本医院		熊谷市成沢 887-3	内科	なし
まつもと耳鼻咽喉科		熊谷市上之字宿裏 748-3	耳鼻咽喉科	なし
三尻小児科		熊谷市三ヶ尻字八幡 2887-1	小児科	なし
三輪医院		熊谷市宮町 1-119-1	内科	なし
村上クリニック		熊谷市新堀 128	内科	なし
メディカルプラザ熊谷		熊谷市銀座 2-28	内科	なし
めぬま整形外科		熊谷市妻沼東 4-66-6	整形外科	なし
持田クリニック		熊谷市玉井 1148-1	内科	なし
森医院こどもクリニック		熊谷市石原 100-1	小児科	なし
森川整形外科医院		熊谷市万吉 2184-1	整形外科	なし
森田皮膚科クリニック		熊谷市太井 1640-2	皮膚科	なし
安原泌尿器科クリニック		熊谷市中央 2-258-1	泌尿器科	なし
山本内科胃腸科医院		熊谷市大原 1-1-33	内科	なし
ゆうあい内科・脳神経クリニック		熊谷市太井 1685-1	内科	なし
ユズリ葉メンタルクリニック		熊谷市銀座 1-152	精神科	なし
よしおか内科こどもクリニック		熊谷市伊勢町 212-1	内科	なし
吉田医院		熊谷市本石 2-61	内科	なし

## 埼玉県立循環器・呼吸器病センター地域医療連携推進事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立循環器・呼吸器病センター(以下「センター」という。)が地域医療連携推進事業を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

### (登録医)

第2条 センターの医師と地域医療連携推進事業(以下「連携事業」という。)に参加する医療機関の医師(以下「登録医」という。)は、患者の相互紹介を図ることとする。

2 病院長は、当該医師会長の了承を得て登録医を募ることとする。

3 登録医になろうとする医師または当該医療機関の代表医師は、連携事業に参加することの承諾を文書により病院長に提出する。

4 登録医の期間は2年とする。ただし、登録医とセンターの双方に異存がない場合は、自動延長することとする。

### (紹介患者に対する医療の提供)

第3条 紹介は診療情報提供書に基づき行うこととするが、緊急の場合には電話紹介によることもできることとする。

### (研修の実施)

第4条 センターは、研修プログラムの管理及び評価を行うため、地域研修委員会を設置する。

### (登録医の入院診療及び手術への参加)

第5条 登録医は、センターにおいて入院診療及び手術に参加をする場合は、様式第1号により共同利用病床利用申請書を提出し、センターの承認を得なければならない。

2 登録医は、共同利用病床利用申請書をセンター地域医療連携室に申し出るとともに、様式第2号の共同利用病床利用承認証の交付を受けなければならない。

3 共同利用病床利用の可否は、運営規程第9条第3項の連携室の責任者(以下「地域医療連携室長」という。)が決定する。

4 登録医は、運営規程第8条で定める事項を遵守するほか、次の条件のもとで共同利用病床を利用することができる。

(1) 共同利用病床の入院は時間内に行うこと。

(2) 登録医がセンターで診療に参加することについて、患者家族が同意していること。また、患者家族への説明は、担当医と協議の上、行うこと。

(3) 主治医は、センターの医師であること。

(4) 登録医は、患者の病状に応じてセンターに来院し、患者の状態を把握すること。ただし、手術への参加はこの限りでないこと。

- (5) 登録医の診療時間は、原則として休日と土曜日を除く午後1時から午後3時までとする。ただし、手術への参加は手術の時間内とする。また、登録医が来院する時は、担当医に必ず連絡すること。
- (6) 登録医は、患者に必要な投薬、検査、処置、手術等の診療行為の指示は、主治医を介して行うものとし、また、診療行為も主治医と共同で行うこととする。
- (7) 登録医は、常にセンターからの連絡が受けられる手段を確保するものとする。

(高度診断機器の利用)

第6条 登録医は、MRI、CT装置など高度診断機器を利用することができる。

- 2 高度診断機器利用の申し込みは、地域医療連携室に申し込むものとする。
- 3 運用は取り扱い規程に定める。

(地域医療連携推進事業検討委員会)

第7条 運営規程第10条に定める検討委員会として、埼玉県立循環器・呼吸器病センター地域医療連携推進事業検討委員会(以下「地域連携検討委員会」という。)を設置する。

- 2 地域連携検討委員会に関する事項は、埼玉県立循環器・呼吸器病センター地域医療連携推進事業検討委員会設置要綱に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月2日から施行する。

(様式第 1 号)

## 共同利用病床利用申請書

令和 年 月 日

埼玉県立循環器・呼吸器病センター病院長 様

申請者 住 所  
医療機関名  
医 師 名 ⑩  
電 話 番 号

下記の患者に係る共同利用病床の利用については、裏面記載の事項を遵守の上、埼玉県立循環器・呼吸器病センター地域医療連携推進事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき申請します。

記

患者氏名		生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
住 所			
電話番号			

### 共同利用病床利用に当たっての遵守事項

- 共同利用病床の入院は時間内に行うこと。
- 登録医がセンターで診療に参加することについて、患者家族が同意していること。また、患者家族への説明は、担当医と協議の上、行うこと。
- 主治医は、センターの医師であること。
- 登録医は、患者の病状に応じてセンターに来院し、患者の状態を把握すること。ただし、手術への参加はこの限りでないこと。
- 登録医の診療時間は、原則として休日と土曜日を除く午後 1 時から午後 3 時までとする。ただし、手術への参加は手術の時間内とする。また、登録医が来院するときは、担当医に必ず連絡すること。
- 登録医は、患者に必要な投薬、検査、処置、手術等の診療行為の指示は、主治医を介して行うものとし、また、診療行為も主治医と共同で行うこととする。
- 登録医は、センターの慣行、取り決め等に従うものとする。
- 登録医は、常にセンターからの連絡が受けられる手段を確保するものとする。

(様式第 2 号)

## 共同利用病床利用承認証

(医療機関名)

(医師名)

様

患者名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生)に係る  
共同利用病床の利用については、埼玉県立循環器・呼吸器病センター  
地域医療連携推進事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、承認しま  
す。

なお、利用に当たっては、下記記載事項を遵守してください。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

埼玉県立循環器・呼吸器病センター  
病院長



### 共同利用病床利用に当たっての遵守事項

- 共同利用病床の入院は時間内に行うこと。
- 登録医がセンターで診療に参加することについて、患者家族が同意していること。また、患者家族への説明は、担当医と協議の上、行うこと。
- 主治医は、センターの医師であること。
- 登録医は、患者の病状に応じてセンターに来院し、患者の状態を把握すること。ただし、手術への参加はこの限りでないこと。
- 登録医の診療時間は、原則として休日と土曜日を除く午後 1 時から午後 3 時までとする。ただし、手術への参加は手術の時間内とする。また、登録医が来院するときは、担当医に必ず連絡すること。
- 登録医は、患者に必要な投薬、検査、処置、手術等の診療行為の指示は、主治医を介して行うものとし、また、診療行為も主治医と共同で行うこととする。
- 登録医は、センターの慣行、取り決め等に従うものとする。
- 登録医は、常にセンターからの連絡が受けられる手段を確保するものとする。

## 埼玉県立循環器・呼吸器病センター地域医療連携推進事業運営規程

### (目 的)

第1条 地域医療連携推進事業(以下「連携事業」という。)とは、埼玉県立循環器・呼吸器病センター(以下「センター」という。)と地域医療機関とが機能分担するとともに、より緊密に連携協調し、センターが「かかりつけ医」機能の支援を行うことにより、地域医療の向上に貢献することを目的とする。

### (連携事業の内容)

第2条 センターの連携事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 紹介患者に対する医療の提供
- (2) 救急医療の提供
- (3) 地域医療の従事者に対する研修の実施
- (4) 共同利用の実施
  - ア 入院診療への参加
  - イ 手術への参加
  - ウ 診断機器の利用

### (登録医療機関)

第3条 入院診療及び手術に参加する県内医療機関は、センターに登録し、「登録医療機関」となるものとする。

- 2 登録医療機関の医師(以下「登録医」という。)は、センター組織には属さず、病院職員に対する直接の指示権限は有さないものとする。
- 3 登録医の登録年限は2年とする。ただし、登録医とセンターの双方に異存がない場合は自動的に延長されるものとする。

### (紹介患者に対する医療の提供)

第4条 センターは、医師からの紹介患者の診療を行うものとする。

- 2 センターでの診療で病状が軽快した患者及び治療方針が確定した患者等については、紹介医療機関又は地域の医療機関へ逆紹介するものとする。

### (救急医療の提供)

第5条 センターは、24時間体制で医師からの紹介に基づく二次ないし三次救急(重症患者)を行うものとする。

### (地域の医療従事者に対する研修の実施)

第6条 センターは、地域の医療従事者を対象に症例検討会等各種研修会を行うものとする。

- 2 地域の医療従事者は、センターの図書室管理規程に従って、図書を閲覧することができる。
- 3 センターは、個別の研修の受入れを行うものとする。

(共同利用の実施)

第7条 登録医の利用する病床(共同利用病床)は、6床とする。

- 2 共同利用病床への入院は、他の入院と同様にセンターの所定の手続のもとに行い、入院患者はセンターの担当医の責任で診療するものとする。
- 3 登録医は、担当医への事前連絡のもと、担当医とともに患者の診療、診療方針の協議を行うものとする。
- 4 登録医は、担当医とともに手術に参加することができる。
- 5 登録医は高度診断機器を利用することができる。
- 6 利用は、紹介、予約制とする。

(登録医の留意事項)

第8条 登録医は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 登録医が患者に必要な投薬、検査、処置等の診療行為を指示するときは、担当医を介して行うものとする。
- (2) 患者家族への説明は、担当医と協議の上、行うものとする。
- (3) 登録医が来院するときは、担当医に連絡するものとする。
- (4) センターの規程、慣行、取決め等に従うものとする。

(地域医療連携室)

第9条 本事業の円滑な運営のため、地域医療連携室(以下「連携室」という。)をセンター内に設置する。

- 2 連携室は、登録医からのセンター施設利用の要請及び来院時の対応、センターの担当医師との連絡調整を主たる業務とする。
- 3 連携室の責任者は、センターの担当副病院長とする。

(検討委員会)

第10条 連携事業の実施に当たり運営の円滑化及び諸問題を協議するために、検討委員会を設ける。

(規程の改正)

第11条 本規程は、検討委員会で協議の上、改正することができる。

附 則

この規程は、平成20年5月14日から施行する。